

○和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例

平成6年12月20日

条例第40号

改正 平成25年3月26日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、心から人を尊ぶまち和歌山市の実現に資することを目的とする。

(本市の責務)

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、本市行政の全般にわたり市民の人権意識の高揚を図り、差別の許さない社会意識の形成や人権擁護にかかわる社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、本市が行う人権擁護に関する施策に積極的に協力する等自ら人権意識の向上に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第4条 本市は、同和問題等について市民の人権意識の高揚を図るため、関係機関と連携しながら啓発活動の充実に努めるものとする。

(和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会の設置)

第5条 本市に、和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第6条 審議会は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために必要な施策の策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第7条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、前条に規定する施策に関する識見を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、市民環境局市民部において処理する。

(委任)

第13条 前8条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。